

1 地下水の概況

本県の豊富で清浄な地下水は、生活用水や工業用水として、県民の生活基盤を支えるとともに、「黒部川扇状地湧水群」にみられるように、本県の貴重な風土、自然環境を構成する要素にもなっており、まさに「水の王国とやま」を代表する県民共有の貴重な財産となっている。

このことを踏まえ、県では昭和 51 年に「富山県地下水の採取に関する条例」（昭和 51 年条例第 1 号。以下「地下水条例」という。）を制定したほか、平成 4 年には全国初となる、県内の平野部全域を対象とした「地下水指針」を策定し、地下水の保全対策として、開発行為に対する事前指導や地下水利用の合理化・節水、また、地下水涵養対策として、透水性舗装の導入や公共下水道における雨水浸透柵の設置などの各種施策を総合的に推進してきた。

この結果、本県における地下水採取量や地下水位は概ね横ばいに推移しているが、近年、都市化の進展や水田面積の減少に伴う地下水涵養量の減少、降雪時における消雪設備の一斉稼働に伴い市街地の一部で冬期間に地下水位の低下がみられることなど、新たな課題が明らかになった。このような地下水をめぐる状況の変化を踏まえ、平成 30 年 3 月に地下水指針の改定を行い、適正揚水量を見直すとともに、新たに「注意喚起水位」を設定した。翌 30 年度からは、富山市、高岡市で、冬期間に注意喚起水位を下回った場合に注意報等を発令し、地下水利用者には節水協力を呼びかけており、令和 3 年 1 月と 2 月の大雪では、消雪設備の一斉稼働で地下水位が大きく低下したことから、注意報を富山市内で 2 回発令した。

本県における地下水の概況は以下のとおりである。

- ・ 地下水条例の指定地域における令和 2 年度の地下水採取量の状況については、用途別で見ると、工業用が最も多く、次いで消雪用となっている。
- ・ 地下水位については、現在、氷見、高岡・砺波、富山、魚津・滑川及び黒部地域の 32 か所の観測井で観測を行っており、近年、全体的にみて大幅な変動はなく、概ね横ばいに推移している。
- ・ 地下水の塩水化については、富山新港を中心とした海岸部と小矢部川の河口付近等の一部にみられるが、近年はその範囲に大幅な変化はみられない。
- ・ 地盤沈下について、平成 29 年度に実施した富山市、高岡市、射水市及びその周辺地域における地盤変動量調査結果では、国が「地盤沈下が確認された地域」として公表している「年間沈下量 10mm」を超える地点はなかったことから、問題が生じるレベルではないと考えられる。
- ・ 県内平野部全域を対象に地下水揚水量実態調査を実施したところ、平成 27 年度の揚水量は全ての地下水区（17 地下水区）において、平成 30 年 3 月に改定した地下水指針に定める「適正揚水量」の範囲内であった。
- ・ 近年、消雪用の揚水設備が年々増加しており、道路消雪関係機関の取組みや民間消雪設備への広報啓発活動、地下水の守り人の取組みなどを通じて消雪設備の節水対策が進んでいるが、現在も降雪時には市街地の一部で、一時的に大幅な地下水位の低下がみられ、今後も節水や合理的な利用などの地下水保全施策を推進していく必要がある。